

# マイナンバーカード ガイドブック

知って学んで実用できるマイナンバーカードの使い方  
詳細版



鎌倉市

作成者	鎌倉市市民課
作成日	2026/1/5

1. マイナンバー制度とは	2
マイナンバーでできること マイナンバーとは どんなときに使うの？	
2. こんな手続きでマイナンバーが必要です	3
市でマイナンバーが必要な手続き 手続きで必要となる書類	
3. マイナンバーを安全に取り扱います	5
みなさんの個人情報を守ります！ 集中管理ではなく分散管理で 詐欺に注意！	
4. マイナンバーカードとは	6
5. マイナンバーカードのここが知りたい！	7
マイナンバーカードの「こんなときどうしたらいいの？」 マイナンバーカードは本当に安全なの？	
6. マイナンバーカードの使いみち	9
マイナンバーカードのICチップに搭載されている電子証明書 コンビニ交付 マイナポータルを利用できます 将来的にさらに多機能に	
7. とっても便利！コンビニ交付	11
利用できる時間 手数料 利用できるコンビニ 証明書の種類 操作方法	
8. よくある質問	13
マイナンバー マイナンバーの取扱いについて マイナンバーカードや電子証明書について コンビニ交付	
9. 困ったなと思ったら・問い合わせ先	15
鎌倉市個人番号カードコールセンター マイナンバー総合フリーダイヤル（国）	

## 1. マイナンバー制度とは

# 1. マイナンバー制度とは

## マイナンバーでできること

### 手続きがより便利に

社会保障・税・災害に関する手続きをするときに、市民のみなさんにご用意いただく書類が減って、手続きがより簡単・便利になります。

### 公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなることで、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止します。さらに、本当に困っている人にきめ細やかな支援を行えるようになります。

### 業務がよりスピーディーに

行政機関で、個人情報の照合等に使っていた時間が大幅に減り、業務がより正確で速くなります。

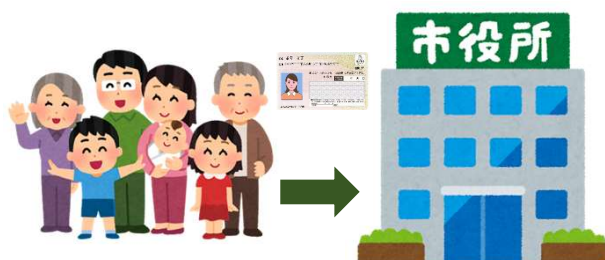
## マイナンバーとは

全住民に通知される12桁の番号をマイナンバーといいます。マイナンバーは生涯ずっと使うものです。不正に使われるおそれがある場合を除いて、変更されません。

## どんなときに使うの？

社会保障・税・災害対策などの手続きで、書類にご自身や家族のマイナンバーを記入します。例えば、次のような場面で使います。

社会保障・福祉の申請のときに市の窓口で



源泉徴収票などに記載するため勤務先へ



## 2. こんな手続きでマイナンバーが必要です

### 市でマイナンバーが必要な手続き

引越しや婚姻等で氏名・住所・生年月日・性別のいずれかに変更がある場合には手続きが必要です

社会保障・税・災害に関する手続きをするときに、市民のみなさんにご用意いただく書類が減って、手続きがより簡単・便利になります。

必要となる手続き	窓口
住民票の転入届、転居届など	市民課・各支所

社会保障や税の手続きでマイナンバーが必要です

分野	必要となる手続き	窓口
国民健康保険 (国保)	国保の届け出・給付 後期高齢者医療の届け出・給付	保険年金課
税金	住民税の申告 軽自動車税の減免申請など	市民税課
福祉	介護保険の届け出	介護保険課
	障害児通所支援の申請 障害者支援 手帳・手当の申請	障害福祉課
	生活保護の申請	生活福祉課
こども	妊娠の届け出	市民健康課
	児童手当の申請 小児医療費助成の申請	こども家庭相談課
	保育園入園の申請	保育課

## 2. こんな手続きでマイナンバーが必要です

### 手続きで必要となる書類

マイナンバーが必要な手続きでは、なりすましによる不正を防止するため、法律で定められた本人確認を実施します。

下記の **A. マイナンバーの確認書類** + **B. 本人確認書類（身分証明書）** が必要となります。

#### A. マイナンバーの確認書類

あなたのマイナンバーを確認する書類です。次のいずれか1点が必要です。

1. **マイナンバーカード**

2. 通知カード

※券面に記載された氏名・住所・生年月日・性別等に、令和2年5月25日以降に変更があった場合には、マイナンバーの証明書類として使えません。

3. マイナンバーの記載がある住民票（または住民票記載事項証明書）

#### B. 本人確認書類（身分証明書）

1. 1点確認（顔写真のある公的機関発行のもの）

**マイナンバーカード**、運転免許証、パスポート、在留カードなど

2. 2点確認

資格確認書、年金手帳、介護保険被保険者証、学生証、社員証など

※提示するときに、有効期間内で、「氏名と生年月日」または「氏名と住所」の記載があるものに限ります。

## 3. マイナンバーを安全に取り扱います

### みなさんの個人情報を守ります！

マイナンバーの利用は法律や条例で定められた事務に限定されています。また、マイナンバーを利用する場合は、マイナンバーの紛失や漏洩防止などのために、適切な安全対策を講じる義務も課されています。今後も皆さんのマイナンバーを安全に取り扱うために、個人情報保護対策を徹底していきます。

シュレッダーなどプライバシーに配慮して廃棄できる機器の準備



ウイルス対策ソフトやアクセスパスワードの設定



カギ付きの保管用棚を用意

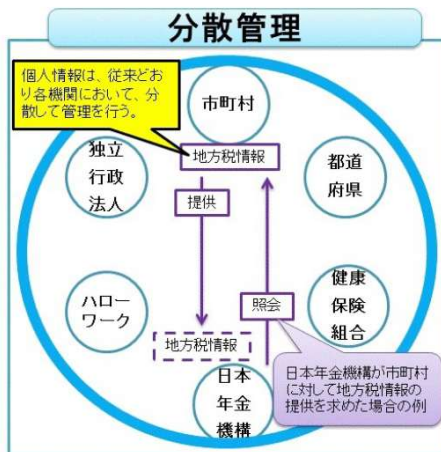


取扱担当者を決め他の人は情報にアクセスできない仕組みづくり



### 集中管理ではなく分散管理で

マイナンバー制度では、所得税の情報は税務署、住民税の情報は市というように、これまでと同じように個人情報を分散して管理します。また、平成29年度から、行政機関同士での情報のやりとりが開始されました。その際は市民の皆さんのマイナンバーは使用しません。さらに、通信は暗号化されるなどマイナンバーを使って個人情報を盗みだすことができないように安全・安心な仕組みになっています。



### 詐欺に注意！

マイナンバー制度をかたる不審な問い合わせにご注意ください。市職員が電話や訪問により、マイナンバーを聞き出したり、金銭を要求することは絶対にありません。怪しいと思ったら、鎌倉市消費生活センターにご連絡ください。

連絡先：鎌倉市消費生活センター（本庁舎1階44番窓口）  
☎ 0467-24-0077（直通）

## 4. マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは申し込みをした人だけが持つことができる写真付きのカードで、このカード1枚でマイナンバーと身元を証明できます。また、オンラインでの行政手続きに使えたり、コンビニで住民票の写しなどの証明書を取ることができたりする便利なカードです。



- ① 4 情報（氏名・住所・生年月日・性別）が記載されています。
- ② (1)マイナンバーカード有効期限（カード発行日から10回目の誕生日まで）  
(2)18歳未満（カード発行日時点【申請日ではありません】）は5回目の誕生日まで  
※令和4年4月1日から20歳未満→18歳未満
- ③ 電子証明書の有効期限（カードの発行日から5回目の誕生日まで）
- ④ 住所等変更の際の記載欄（市職員が使用します。ご自身で記載しないでください）
- ⑤ 臓器提供意思確認欄（内容確認の上、必要があれば署名してください）
- ⑥ マイナンバー（12桁の数字）
- ⑦ ICチップ（電子証明書の情報等が記録されています）
- ◆ ②と③については有効期限3か月前の翌日から更新が可能です。また、更新のお知らせもその際、現住所に郵送される予定です。

### 専用カードケースについて

性別、臓器提供意思確認欄が隠れて見えなくなります。  
※専用カードケースはマイナンバーカードをお渡しするときに配布しています。



## 5. マイナンバーカードのここが知りたい！

### マイナンバーカードの「こんなときどうしたらいいの？」

#### 鎌倉市から転出した場合は？

マイナンバーカードはお引越し先の自治体でも引き続き利用できます。継続利用の手続きとカード券面の住所変更、電子証明書の更新手続きが必要になりますので、転入手続きのときにカードを提示してください。もし、転入手続きの際に持参がなく90日を経過してしまうと、カードは失効してしまい、再発行には手数料がかかりますので、ご注意ください。

#### 市内で住所変更や氏名変更があった場合は？

マイナンバーカードの記載内容の変更手続きが必要です。変更手続き時に本人または同世帯員の方がカードを持参して、本庁舎市民課または各支所に届け出をしてください。また、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）のいずれかが変更になると署名用電子証明書が自動失効するため、再度発行の手続きが必要です。なお、発行手続きは本人のみ可能です。

#### マイナンバーカードや電子証明書の有効期限はあるの？

マイナンバーカードの有効期限はカードの発行日から10回目の誕生日、電子証明書の有効期限は電子証明書の発行日から5回目の誕生日までです。それぞれ、有効期限満了日の3か月前の翌日から更新手続きが可能です。有効期限満了日が近づくと、更新のお知らせの通知が届きます。カードの再申請は同封の申請書を用いて行ってください。電子証明書の更新手続きは本人がカードと本人確認書類を持参の上、本庁舎市民課または各支所にお越しください。手続きには、暗証番号が必要です。暗証番号をお忘れの際は、マイナンバーカードとは別の本人確認書類が必要となります。本人の来庁が困難な場合には、代理人による手続きも可能です。通知に同封されている委任状等を記載の上、本人のカードと代理人の本人確認書類を持参してください。

#### 再交付を受けたい場合は？

紛失・盗難・破損等に伴うマイナンバーカードの再交付を希望される方には、本庁舎市民課または各支所で再交付用の申請書をお渡しいたします。顔写真と本人確認書類をご用意の上、ご来庁ください。交付窓口は本庁舎市民課のみとなり、再交付手数料1,000円（電子証明書を希望しない場合800円）が必要です。

なお、外出先での紛失の場合には以下の手順で手続きをしてください。

- ① マイナンバー総合フリーダイヤル（国）に連絡し、カードの機能の一時停止を行う。  
**0120-95-0178 【2番】マイナンバーカードの紛失・盗難について**
- ② 警察に遺失物の届出を行う。再交付の申請の際に遺失届受理番号の控えが必要となります。

#### 外国人で在留期限の定めがある場合はどうなるの？

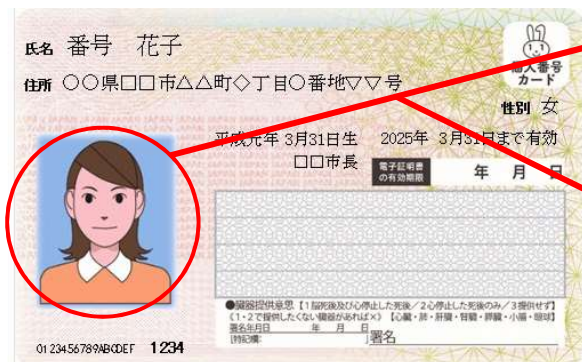
カードの有効期限は在留期限までとなります。在留期限に変更があった場合でも、自動更新されません。有効期限内にマイナンバーカードと新しい在留カードを持って、本庁舎市民課または各支所にお越しください。

※カード発行日から10回目（18歳未満は5回目）の誕生日は越えられません。

## 5. マイナンバーカードのここが知りたい！

### マイナンバーカードは本当に安全なの？

#### 安心してください！最先端の安全対策



顔写真付きのため他の人には使えません。  
特殊加工で簡単には写真の張替えはできません。

複雑なパターンの特殊加工や特殊印刷により  
偽造はできません。



・ICチップには、氏名などカードに記載されて  
いる情報しか記録されません。  
・暗証番号で情報を保護しています。暗証番号  
を一定の回数以上間違えるとカードがロックさ  
れます。  
・ICチップの情報を無理やり読み出したり解析  
しようとした場合、自動的に内容を消去します。

#### 紛失・盗難の場合は？

- ① マイナンバーカードの紛失や盗難にあった場合  
下記のフリーダイヤルにご連絡ください。24時間365日、カードの機能を一時停止する  
ことができます。

連絡先：マイナンバー総合フリーダイヤル  
☎ 0120-95-0178 (FAX) 0120-601-785

- ② 警察に遺失届を提出してください。
- ③ カードが見つかった場合  
見つかったマイナンバーカードと本人確認書類（運転免許証、パスポート、資格確認書等）  
を持参し、本庁舎市民課または各支所の窓口で一時停止解除の届け出をしてください。

#### パスワード（暗証番号）はロックされるの？

なりすましを防止するため、署名用電子証明書の場合は5回、利用者証明用電子証明書の場合  
は3回、連続して暗証番号を間違えるとロックがかかります。  
ロックの解除（パスワードの再設定）は本庁舎市民課または各支所でお手続き可能ですので、  
マイナンバーカードと本人確認書類（運転免許証、パスポート等）をお持ちください。

また、コンビニ等のキオスク端末でも暗証番号のロック解除が可能です。  
サービスの詳細は専用サイトをご参照ください。

<https://www.jpki.go.jp/jpkidreset/howto/index.html>（マイナンバーカードのパスワード  
コンビニで初期化）



## 6. マイナンバーカードの使いみち

### マイナンバーカードのICチップに搭載されている電子証明書

電子証明書とは、インターネット上でデータのやりとりを行っている相手が本人であること、そのデータが第三者によって改ざんされていないこと、処理が正しく行われたことを確認するためのものです。

- ◆ 署名用電子証明書（パスワード：6桁から16桁の英数字※大文字のみ）  
e-Tax（税の電子申請）など、インターネットで電子文書を作成・送信するときに利用します。
- ◆ 利用者証明用電子証明書（暗証番号：4桁の数字）  
マイナポータルへのログイン、コンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付のときに利用します。

### 電子申請やマイナポータルを利用するためには

e-Tax等の電子申請及びマイナポータルを利用になられる場合、次の準備が必要です。

マイナンバーカード

インターネットに接続できるパソコンやスマートフォン

IC読取端末(パソコン)



- ※ e-Taxは署名用電子証明書のほか、利用者証明用電子証明書や券面事項入力補助用の暗証番号を使用します。（税務署発行の利用者識別番号の暗証番号とは異なります。）詳しくは、国税庁またはマイナポータル等ご利用元のホームページをご覧ください。

### コンビニ交付

マイナンバーカードがあれば、全国のコンビニで住民票の写しなどの証明書を取れます。ぜひご利用ください。詳細は11ページをご覧ください。

マイナポータルを利用できます

マイナポータルってなに？

マイナポータルとは、オンラインで転出のお届けや子育てなどの行政手続きができたり、市からのお知らせを自動的に受け取ることができたりするあなた専用のウェブサイトです。マイナポータルは、ご自宅のパソコンやスマートフォンからアクセスできます。主な機能は次のとおりです。

機能	説明
情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	行政サービスの手続きや審査等に伴い、あなたの情報がどの機関との間で、いつ、どのように利用されたのかを確認できます。
自己情報表示 (あなたの情報)	行政機関が保有するあなた自身の情報を検索し、確認できます。
お知らせ	あなたが必要とする市からのお知らせを確認できます。
各種サービス	児童手当や小児医療証に関するオンライン申請や健康保険証としての利用申込などができます。
転出届出	転出届をオンラインで提出できます。

マイナポータルはこちらから  
<https://myna.go.jp/>



便利な機能について

機能	説明
マイナ保険証	医療機関や薬局で、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。
マイナ免許証	マイナンバーカードのICチップに免許情報を記録して、マイナ免許証として利用することができます。
パスポート申請	マイナポータルから、オンラインでパスポート申請ができます。

## 7. とっても便利！コンビニ交付

### 利用できる時間

証明書	時間
住民票の写し 印鑑登録証明書	午前6時半から午後11時まで（※）
戸籍全部事項証明書 戸籍個人事項証明書	午前10時から午後6時まで（※）

※ 12月29日から1月3日までの期間及び機器のメンテナンス日を除く。

※ 店舗の営業日・営業時間により異なる場合があります。

### 手数料

証明書	手数料
住民票の写し 印鑑登録証明書	1通300円
戸籍全部事項証明書 戸籍個人事項証明書	1通450円

### 証明書の種類

#### 住民票の写し

次の住民票の写しは発行できません。

- ① 住民票から除かれた方（転出または転出予定、死亡など）の住民票（除票）の写し
- ② 同世帯員に、転出予定者がいる方の住民票の写し
- ③ **発行制限の申請をされた方の住民票の写し**
- ④ **住民票コード及びマイナンバーを記載した住民票の写し**
- ⑤ 住所や氏名の異動履歴などを記載した住民票の写し
- ⑥ 通称履歴を記載した住民票の写し
- ⑦ システムに対応していない文字が使われている住民票の写し

#### 印鑑登録証明書

取得するためには、事前に市の窓口での印鑑登録が必要です。

#### 戸籍（全部・個人事項）証明書

取得できるのは、現在の戸籍証明書です。除籍や改製原戸籍は取得できません。

婚姻届や死亡届等の戸籍届出をされた場合、その内容が証明書に反映されるまで約2週間かかります。その間は証明書の取得はできません。

なお、市外に本籍がおありの方は、本籍地の自治体にコンビニ交付の実施の有無を確認してください。この場合、コンビニ等からオンラインで**事前に**利用登録を行う必要があります。

## 7. とっても便利！コンビニ交付

### 操作方法

コンビニにあるマルチコピー機のタッチパネルで操作します。

#### 証明書の取り方

- ① マルチコピー機のメインメニューから  
行政サービス ⇒ 証明書交付サービス を選択します
- ② マイナンバーカードをセットします。
- ③ 暗証番号（利用者証明用・4桁）を入力します。
- ④ 希望する証明書の種別、記載事項、部数を選択します。
- ⑤ 手数料を入れます。詳しくはこちら↓
- ⑥ 証明書がプリントされます。

※カードの取り忘れにご注意ください。



### スマホ用電子証明書

一部事業者の店舗において、マイナンバーカードに加えて、スマートフォンでもコンビニ交付サービスが利用できるようになりました。ご利用には、スマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンが必要です。なお、現時点でスマホ用電子証明書を搭載できるのはAndroid及びiPhone端末です。

#### ロックがかかってしまった場合は

暗証番号を3回連続で間違えてロックがかかった場合は、マイナンバーカードとその他の本人確認書類を持参の上、本人が本庁舎市民課または各支所にお越しください。カードのロックを解除します。

また、コンビニ等のキオスク端末でも暗証番号のロック解除が可能です。

サービスの詳細は専用サイトをご参照ください。

<https://www.jpki.go.jp/jpkiidreset/howto/index.html>（マイナンバーカードのパスワードをコンビニで初期化）



#### その他

- ◆ 市の窓口で印鑑登録証明書の請求をする場合は、これまでどおり印鑑登録証の提示が必要です。マイナンバーカードで交付を受けることはできません。
- ◆ 新たにマイナンバーカード交付後、または市外から転入し（継続利用手続後）、コンビニで住民票の写し等を取得する場合は、手続きをした日から1～2日後に利用することができます。
- ◆ 間違って証明書を取得した場合、交換や返金はできません。また、手数料が免除される証明書（公的年金受給手続用等）は市の窓口でのみ取得が可能です。

## 8. よくある質問

## マイナンバー

質問	回答
マイナンバーは自由に番号を選ぶことができますか？	マイナンバーは生涯同じ番号を使い続けていただき、自由に選ぶことはできません。ただし、マイナンバーが漏洩して不正に用いられるおそれがあると市区町村長が認めた場合に限り、本人の申請または市区町村長の職権により変更することができます。

## マイナンバーの取扱いについて

質問	回答
自分のマイナンバーを知りたい場合、電話で教えてくださいませんか？	市が電話でマイナンバーをお教えすることはありません。すぐにマイナンバーを知りたいときは、マイナンバーカードの裏面を確認いただくか、マイナンバー入りの住民票の写しをお取りください。
マイナンバーを使うときに何に気をつけたらよいですか？	法律の定める手続き以外では、他人に教えたり、マイナンバーをコピー・メモなどさせないでください。クレジットカードの番号や銀行の口座番号と同じように大切にしてください。インターネット等でマイナンバーを公表しないでください。
マイナンバーが漏えいしたら個人情報も全部漏れませんか？	今まで各機関で管理していた個人情報引き続き当該機関で管理してもらい、必要な情報を必要なときだけやりとりする「分散管理」の仕組みを採用しているため、個人情報がまとめて漏れるようなことはありません。特定の機関に共通のデータベースを作り、そこに個人情報を集中管理するといったことはありません。

## マイナンバーカードや電子証明書について

質問	回答
カードや電子証明書の更新はいつからできますか？	有効期限3か月前の翌日から可能です。また、有効期限3か月前の翌日が存在しない場合は、その次の日からとなります（例：4月1日まで→1月2日から／5月30日まで→3月1日から）。有効期限満了日が近づくと、更新のお知らせの通知が届きます。
暗証番号を設定することに抵抗があるのですが、設定は必須ですか？	暗証番号を設定せずに、対面での本人確認書類としてのみの使用も可能です。また、コンビニ交付などの電子証明書（暗証番号）を使用したサービスは受けられませんが、健康保険証としての利用登録が可能な顔認証マイナンバーカードも設定できます。

<p>どうしてカード、電子証明書に有効期限があるのですか。また、なぜカードと電子証明書で有効期限が異なっているのですか？</p>	<p>●カード 顔写真付き身分証明書として機能するためには、顔写真と本人実物を見比べて同一人物だと判別できなければなりません。人の容姿は時間経過により変化しますので、ある程度の期間で顔写真を更新する必要があり、期間については、パスポート等の他の顔写真付き身分証明書についても、更新に要する住民の負担軽減のために、有効期限は最長10年とされています。それを踏まえ、カードについても、原則、発行の日から10回目の誕生日までとしています。ただし、18歳未満の方については、容姿の変化が早いことを考慮して5回目の誕生日としています。</p> <p>●電子証明書 オンライン上での本人確認ができる電子証明書ですが、高い暗号技術によって、なりすましを防いでいます。一方で、この暗号技術を解読するための技術も日々進歩しています。そのため、解読されてしまうことのないように、電子証明書の有効期限は、カード自体よりも短い、発行の日から5回目の誕生日までとしています。</p>
<p>オンライン申請をした際に、「電子証明書が失効しています」と表示されるが、どうしたらよいですか？</p>	<p>以下の条件で失効します。(1)～(3)は窓口にて更新してください。 (1)住民票の4情報（氏名、生年月日、住所及び性別）の記載が変更された場合 ※自動失効するため、改めて発行申請する必要あり ※利用者証明用電子証明書は失効しない (2)失効申請をした場合 (3)有効期限が満了した場合 (4)本人が死亡した場合</p>
<p>カードに旧姓（旧氏）の記載はできますか？</p>	<p>令和元年11月5日から、住民票に旧姓（旧氏）が記載できるようになりました。マイナンバーカードへの旧姓（旧氏）記載を希望される方は、まず、旧姓（旧氏）を住民票に記載する手続きを行ってください。 住民票への記載が完了した後、マイナンバーカードに旧姓（旧氏）を記載できるようになります。</p>

## コンビニ交付

質問	回答
<p>戸籍の証明書はとれますか？</p>	<p>本籍が鎌倉市の場合には取得いただけます。また、鎌倉市以外の市区町村に本籍を置かれている場合には、その自治体がコンビニ交付に対応していれば、住所に関係なく取得することができます。</p>
<p>他市が本籍地なのですが、利用登録申請してからどれくらいで取得できますか？</p>	<p>本籍地の市区町村によって異なりますが、鎌倉市の場合は1週間程度で取得が可能となります。その旨の通知は届きませんので、市区町村が指定する期間後にマルチコピー機でお試してください。 また、暗証番号（利用者証明用4桁）の更新の都度、利用登録が必要です。</p>
<p>コンビニ等店舗で印刷された証明書の印刷状態がよくありませんでした。どうすればよいですか？</p>	<p>証明書を持ち帰らずに、直ちにコンビニ等店舗の店員に申告すれば、証明書に無効印を押印の上、返金してもらえます。ただし、一度持ち帰り、後日来店した場合には返金はいけません。</p>

## 9. 困ったなと思ったら・問い合わせ先

### 鎌倉市個人番号カードコールセンター

- ◆ 電話番号 0467-61-2300 (直通)  
0467-23-3000 (代表)  
0467-23-5166 (聴覚障害者専用FAX)
- ◆ 対応内容 マイナンバー制度や通知カード、個人番号通知書、マイナンバーカード
- ◆ 受付時間 平日 午前8時半から午後5時まで ※土日祝日、年末年始を除く

### マイナンバー総合フリーダイヤル (国)

- ◆ 電話番号 **0120-95-0178** (フリーダイヤル)

カードを紛失したときは、こちらにお電話ください。

- ◆ 対応内容 「マイナンバーカード」「個人番号通知書」「通知カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関すること。

音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

- 1 番 マイナンバーカード・電子証明書・個人番号通知書・通知カード・コンビニ等での証明書交付サービス
- 2 番 マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難
- 3 番 マイナンバー制度・法人番号
- 4 番 マイナポータル及びスマートフォンのマイナンバーカード
- 5 番 マイナンバーカードの健康保険証利用
- 6 番 公金受取口座登録制度・預貯金口座付番制度
- 7 番 マイナ免許証
- 8 番 戸籍フリガナ

- ◆ 受付時間 平日 午前9時半から午後8時まで  
土日祝日 午前9時半から午後5時半まで  
**【紛失・盗難(2番)は24時間受付】**

- ※ 外国語(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応)の場合  
電話番号 0120-0178-27